

教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容について

市町村子ども・子育て支援事業計画の必須記載事項として、「子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容について」が掲げられていることから、京都市子ども・子育て支援事業計画（以下「事業計画」という。）に記載する内容を検討する。

<記載事項のイメージ（地方自治体担当者向け説明会資料「基本指針の主な記載事項」抜粋）>

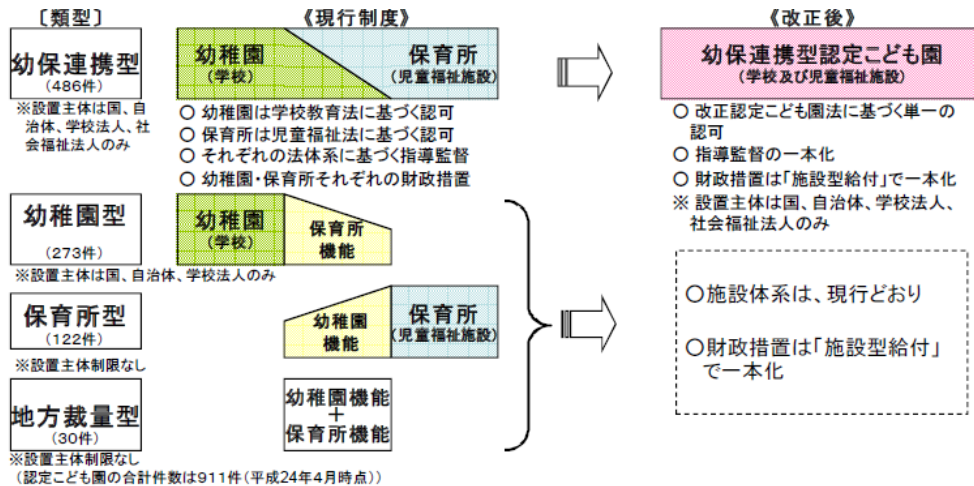
- 認定こども園の設置数，設置時期その他認定こども園の普及に係る考え方（認定こども園を普及させる背景や必要性等）
- 質の高い幼児期の学校教育・保育，地域の子育て支援の役割及びその推進方策
- 幼児期の学校教育・保育と小学校教育（義務教育）との円滑な接続（保幼小連携）の取組の推進
- 保幼小連携，0～2歳に係る取組と3～5歳に係る取組の連携

1 認定こども園の現状

(1) 認定状況（平成26年4月1日現在）

	認定件数	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
滋賀県	25	23	0	2	0
京都府 (うち京都市)	2 (1)	2 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
大阪府	51	40	6	5	0
兵庫県	118	38	45	31	4
奈良県	12	4	4	4	0
和歌山県	13	5	2	6	0
全国	1,359	720	410	189	40

<認定こども園のイメージ（国説明資料「子ども・子育て支援新制度について」（平成25年5月）抜粋）>



(2) 京都市内の認定こども園の概要

名称	認定こども園京都きらら幼稚園			
所在地	左京区			
種類	幼保連携型認定こども園 ＊ 私立幼稚園内に、新たに0～2歳を対象とした保育所を設置し、京都府から幼保連携型認定こども園の認定を受けた。			
定員		教育のみの児童	保育が必要な児童	合計
	満3歳以上	200人	80人	280人
	満3歳未満	—	40人	40人
	合計	200人	120人	320人
認定年月日	平成26年4月1日			

2 既存の幼稚園及び保育所から認定こども園への移行の促進（国から示されている取扱い）

- 新制度では、教育・保育提供区域において供給（教育・保育施設の利用定員の総数）が需要（量の見込みから算出した整備必要量）を上回る場合は、都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）は需給調整（認可拒否・認定拒否）を行うことができる。

- ・ 需要 \geq 供給 \rightarrow 認可・認定
- ・ 需要 $<$ 供給 \rightarrow 需給調整（認可拒否・認定拒否）

- ただし、既存の幼稚園及び保育所の認定こども園への移行を促進するため、国は需給調整の特例を設けることとしている。

- ・ 需要 + 都道府県等計画で定める数 \geq 供給 \rightarrow 認可
 - ・ 需要 + 都道府県等計画で定める数 $<$ 供給 \rightarrow 需給調整（認可拒否・認定拒否）
- ＊京都市子ども・子育て支援事業計画に定める必要がある。

3 教育・保育の一体的提供に関する幼児教育・保育部会での主な意見

- 認定こども園は、保護者の働き方がどのように変化しても、子どもが小学校入学まで同じ施設で生活していくことを保障できる施設である。
- 認定こども園としての機能を発揮できるようになるには3年ぐらいかかる。
- 京都では認定こども園は増えていない。認定こども園ありきではなく、幼稚園や保育所がこれまでに培ってきたものをベースとして、機能を付加していくことを考えるべきではないか。
- 認定こども園が幼児教育と保育の機能を持っていることによって、それだけで質が担保されるものではない。行政や地域の関係機関、例えば療育支援を行う機関とのネットワークを作っていくことが重要である。
- 家庭的保育事業等の小さな施設や幼稚園、保育所、障害児に関係する施設・事業等の連携が豊かになって、社会全体がそういう連携をしながら器になっていけたらいいのではないか。
- 幼児期の教育と保育、一時保育、地域の子育て支援という認定こども園の機能が、地域において確保されることが重要である。都市部では、保護者が必要な機能を提供している幼稚園や保育所を選択すればいいが、地域に施設がひとつしかなければ、当該施設が全ての機能を提供しなければなら

らない場合がある。

- 現行の保育園が幼保連携型認定こども園に移行する場合、1号認定の枠を取ったときに面積基準からすると現行の定員よりも2号・3号の定員が減ってしまうことが危惧される。そうすると、待機児童対策等様々な部分に影響が出てくるのではないか。

4 事業計画の記載内容のイメージ

(1) 教育・保育の一体的提供に向けた取組内容

- 将来的な幼稚園型認定こども園又は幼保連携型認定こども園への移行も想定した、幼稚園における預かり保育の充実
- 将来的な幼稚園型認定こども園又は幼保連携型認定こども園への移行も想定した、幼稚園における小規模保育事業等の実施
- 将来的な幼稚園型認定こども園又は幼保連携型認定こども園への移行も想定した、幼稚園における未就園児を対象とした一時預かり事業の実施
- 幼稚園への通園が困難な地域における満3歳以上児の教育の確保の取組み
- 幼稚園、保育所及び認定こども園における小学校との接続を見通した教育・保育の推進

(2) 地域型保育事業における満3歳未満の保育と満3歳以上の教育・保育を一貫して提供する体制の確保方法

<地域型保育事業の連携施設に係る基準>

次の①～③の連携協力を行う幼稚園、保育所又は認定こども園を連携施設として適切に確保する必要がある。

- ① 集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。
- ② 必要に応じて代替保育を提供すること。
- ③ 保育の終了に際して、利用乳幼児を保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。



地域における地域型保育事業者と幼稚園、保育所及び認定こども園との連携体制の構築

(例：幼稚園は①及び③、保育所は①及び②の連携協力を行うことにより、地域型保育事業の利用者に対して切れ目のない支援を行う。)

(3) 既存の幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に係る需給調整の考え方

<幼稚園からの移行>

- ・ 都道府県計画等で定める数の設定方法

(例：移行する幼稚園の学級数に35を乗じて得た人数と同数まで、保育が必要な児童の定員を設けられるようにする。)

<保育所からの移行>

- ・ 都道府県計画等で定める数の設定方法

(例：移行する保育所の認可定員の〇%まで，教育のみの児童の定員を設けられるようにする。)

- ・ 保育に関して需要が供給を上回っている教育・保育提供区域において，保育が必要な児童の受入枠を減らして教育のみの児童の定員を設ける内容の認可申請が行われた場合，保育が必要な児童の受入枠を確保するため，教育のみの児童の定員に関して需給調整（認可拒否）を行う。

(4) 幼稚園及び保育所のどちらの認可も受けていない地方裁量型認定こども園の取扱い

本市では，ほぼ全ての地域において幼稚園，保育所及び認定こども園のいずれかに通園することが可能であり，かつ，子ども・子育て支援新制度が，質の高い幼児期の学校教育・保育の一体的提供を目指していることから，幼稚園及び保育所のどちらの認可も受けていない地方裁量型認定こども園の設置を事業計画上位置付けない。